

## 地方社会における商業教育の成立とその受容：明治前半期の福岡地方を事例として

鹿子島, 寛  
福岡県立香住ヶ丘高等学校：教諭

<https://doi.org/10.15017/1904336>

---

出版情報：教育基礎学研究. 2, pp.31-50, 2005-03-31. Faculty of Human-Environment Studies,  
Kyushu University  
バージョン：  
権利関係：

## 地方社会における商業教育の成立とその受容

— 明治前半期の福岡地方を事例として —

鹿子島 寛

### はじめに

本稿は、実業教育が端緒につきはじめた明治前半期における地方社会と学校教育との関係という問題意識の上に、実業教育、特に「国家関与が遅滞したその間隙を民間の努力が補う」<sup>(1)</sup> ことになったとされる商業教育に焦点を当て、実業教育は地方社会のどんな認識と理解の上に立脚するものであったのか、地方社会は実業教育をどのように展開しようとしたのかということ、福岡県及び福岡区という商業都市を事例として素描しようとするものである。

実業教育が学校教育制度上において明確な位置を得るのは明治 32 年の実業学校令以降によるが、それ以前の中等段階の実業教育を規定する法令は商業学校通則(明治 17 年)と尋常中学校実科規程(明治 27 年)であり、小学校教育レベルでは実業補習学校規程(明治 26 年)・簡易農学校規程・徒弟学校規程(明治 27 年)と小学校令(明治 23 年)で高等小学校に専修科の設置が認可されていた。こうした実業学校令に至るまでの実業教育に関する教育制度上の取組みは、教育令改正(明治 13 年)以後における学校教育制度の体系化、つまり国民教育を担う小学校教育の拡充と、それに続く中等段階の学校教育制度をいかに構築するかという体制づくりに沿ったものであったと言え、そのことは明治 15 年末に開催された学事諮問会並びに文部省示諭に明らかである。学事諮問会では教育令改正後の教育事情が地方学事当局者に諮問されただけでなく、附帯して出された文部省示諭をもって、小学校・師範学校・中学校・専門学校における各教育についての意義と目的を明らかにし、概ね 12 年間の普通教育の各教育段階と専門教育或いは職業との関連性を述べ、中学教育の正格化と専門学校の設置を地方当局者に強く切望している<sup>(2)</sup>。従ってこのような教育制度上の要請を背景として、地方社会は中等段階の学校制度構築に対して具体的にどのような取組みをしたのかが問題となるが、それは中学教育のみでなく中等段階の実業教育に対する取組みをも合わせて考慮すべき問題であると言える。

また、福岡区立商業学校が設立されたのは条約改正による内地雑居と商権回復が社会的関心となっていた時期であり、外国貿易による商業活動の変化が旧来の産業形態に対

して構造的変革を要求する時期でもあった。そして福岡県には専門学校として県立医学校・農学校が既に設置されていたし、中学校も旧藩を中心とした福岡県独自の中学校制度が構想されていた。なかでも旧黒田藩の藩庁があった福岡区（市）は県庁所在地でもあり、中等段階の学校として県立の福岡医学校・福岡農学校・福岡中学校・福岡師範学校が点在していただけでなく、旧黒田藩主の後ろ盾による英語専修猷館が設立されていた。このような教育環境の中で、開港都市に認定されていない地方都市に県会と区会において別々に商業学校の設立が構想されていたことは、実業教育に対する地方社会の対応を知るうえで一つの事例となるものと考えらる。

## 1 商業教育の成立環境

### (1) 商業活動の環境変化

福岡地方に商業学校の創設が構想されていた明治 10 年代後半における一般的な流通機構は、製造業者から問屋・仲買商を経て小売商という構造をもつものから、地域内の商いに至っては製造業者みずからが小売りをするという家内工業的な形態から成り立っていた。こうした旧来の産業形態に対して外国貿易による商業活動の変化は、統一的な国内市場の成立と金融・経営面での構造的変革を要求するだけでなく、在来の商工業都市にあっては多様な商品を多量に輸送する陸運・海運の改革と、それに伴う金融・為替の知識及び統一的な簿記法への転換が求められはじめていた。殊に簿記法についていえば、全国的な商業活動を行うために、それまでの個別的な方法（多帳簿制複式決算等）から一般的な方法（洋式複式簿記）に切り替えていく必要性が生じていた<sup>(3)</sup>。そのため多数の有為な人材を組織的に養成する必要性を明治政府も認識していたであろうことは、農学校通則が明治 19 年の学制改革の時点で廃止されたのに対して、商業学校通則は明治 32 年に商業学校規程が公布されるまで商業学校設立の法的基準となっていたことから推測できることである。従って、福岡商業学校が創設された時期は、条約改正が叫ばれていた時でもあり、まさに地方商業都市が繁栄していくか衰退していくかのチャンスでもあり危機の時期でもあったといえるであろう。

そこで、この時期、城下町であり商業都市でもあった福岡地方はどういった状況にあったのかを運輸・産業形態についてみてみることにする。

海運・陸運についていえば、博多港は明治 16 年に開港外特別港の指定を受け、長崎税関出張所が博多に設置されるに及び対朝鮮貿易が開始されている。しかし、当時の博多港

## 地方社会における商業教育の成立とその受容

船溜は六百坪程度のもので国内取引港以上のものではなく、対朝鮮貿易も輸出額 6,183 円、輸入額 2,534 円程のものであった<sup>(4)</sup>。そして、明治 22 年になって近郊の門司・唐津・三角とともに特別輸出港の指定を受けるに至って、米・麦・麦粉・石炭・硫黄の五品目を輸出できるようになったが、小規模ながら博多築港株式会社による博多船舶溜ができたのは明治 41 年のことである。また、鉄道による陸上交通は明治 22 年 12 月の博多・千歳川間を結ぶ九州鉄道の開通に始まる。明治 19 年当時、福岡・熊本・佐賀の三県合同による鉄道布設の計画を立てていたが、明治政府は長崎県も含めた各県合同の会社組織による鉄道敷設を推奨し、明治 21 年に九州鉄道会社が創設された。これによって明治 22 年に博多・千歳川間、同 23 年に千歳川・久留米間及び博多・赤間間が開通している<sup>(5)</sup>。

福岡市は明治 22 年 4 月に福岡区から市制変更されたが、それは旧黒田藩の中心部に当たる福岡部（旧第一大区）と博多部（旧第二大区）によって編成されたものである。そのことは産業基盤が旧黒田藩の産業活動をそのまま引き継いだものであることを意味している。特に福岡市においては藩の中心部に当たっていたことから、近郊の農水産物や零細な手工業製品を売買する商業活動を中心とした商工業都市或いは消費都市としての形態であった。市制施行当時における商業業態は、商業家業目数 3,195 のうち、触売商が最多を占め 1,400、小売商 1,339、これに続き、雑商 257、卸売商 118、仲買問屋 801 の順序であった。小売商は穀物商（171）・清酒小売商（122）がその首位を占め、荒物商・豆腐商がそれに次いでいる。また触売は諸品・柑類が首位を占め、露店が 69 であった。また雑商には 87 の旅籠屋があり、卸売商・仲買問屋では、穀物卸売商や穀物仲買問屋が異数であった<sup>(6)</sup>。こうした営業形態は明治期を通じて大きな変化はなく、依然個人経営が主体となった産業構造をそのまま残していた。

こうした産業活動全体を支援すべく商法会議所が、明治 12 年に福岡区及び近郊の商工業者によって設立されたが、商工業者 32 名の連署をもって県庁に提出された「商法会議所設立願」によれば、当時の産業状況について「該土ノ商況ヲ顧レハ萎摩振ハズ以テ今日ノ現景ヲ致スモノハ蓋シ宇内ノ商景ニ疎ク商則確立セス徒ニ各自ノ旧慣ニ安シ一己ノ小利ニ汲々トシテ協同以一般ノ公益ヲ策ルニ乏シクシテ所謂知者ハ之ニ過キ愚者ハ之ニ及ハス一人奮励□揮之レヲ誘液シ之ヲ勸奨シ以テ先導者タルモノナキニ依ル」<sup>(7)</sup>と、個々人がばらばらに自分一人の小利を追求するだけで、組織的に商工業活動が営まれてはいない現状を慨嘆している<sup>(8)</sup>。

では、「商法会議所設立願」を提出した 32 名の商工業者の職種と社会的位置はどんなものであったかといえ、その居住地は福岡部の者が 9 名、博多部の者が 21 名、郡部の

## 鹿子島 寛

者が2名となっており、郡部の2名は各々1名づつ福岡部・博多部の近郊に居住する者であった。また業種別にみても、工業3名、醸造4名、商業16名、金融業3名、貸家・運送業1名づつ、新聞業2名、不明2名となっており、工業者はすべて博多部に属し、逆に銀行・貸金の金融業者は3名とも福岡部に属していた。商業者は16名中13名が博多部に属しており、その職種は呉服(5)・薬種(2)・塩干魚・砂糖・米穀・洋物雑貨・小間物・荒物(各1)となっている。そして博多部に属していた工業者の中に区議員となる磯野七平(鋳物業者)と県議員となる熊谷又七(精米・米穀仲買業)、金融業者の中に第十七国立銀行頭取であり商法会議所会頭となる中村五平(士族)と第十七国立銀行の出資者の一人であり県議員となる岡部覚(士族)がいた。そして構成員の殆どが在来の商品商いをしている御用町人であった<sup>(9)</sup>。

### (2)「文部省示諭」にみる専門教育の要請

抑も専門学校は学制二編追加においてはじめて規定される学校であって、外国人教師から学んだ者が後進の者に邦語にて教授する教員養成機関を指していた。そして、専門学校とされた工業学校農業学校商業学校は一般国民を対象にした実業学校ではなく、外国語に習熟した者たちを対象にする高等教育機関でもあった。それが教育令改正では専門学校と農学校商業学校職工学校を区別し、教育令にいう「學術ヲ授クル所」から「学業」或いは「職芸」を授ける所となった。文部卿河野敏謙は教育令改正に先立ち「新定教育令ヲ更ニ改正スヘキ以前ニ於テ現在施行スヘキ件」を策定して、「師範学中学専門学職業学ノ程度範囲ヲ定ムヘキ事」と専門教育と実業教育を厳に区別し、小学教育及びそれに続く学校教育において実業教育を普及することを企図した<sup>(10)</sup>。

このような制度ないし政策上の変化が教育令改正並びにそれ以降の法令に遍く反映されたとは言えないが、それまでになかった職業に関する教育内容が小学教育をはじめ中学教育に少なからず導入されただけでなく、専門教育或いは実業教育に関する単独規定も医学校通則・薬学校通則・農学校通則・商業学校通則として明治15年から17年にかけて公布されている。

では、この時期の文部省は専門教育に関して具体的にどういった認識をもっていたと言えるであろうか。このことを知る手掛かりの一つに、明治15年の学事諮問会において提示された「文部省旨諭」を挙げることができる。それは、小学教育とそれに続く中等教育の各教育段階についての意義と目的を明示し、普通教育の各教育段階と専門教育の関連性を述べるなど、地方社会での専門教育の普及と中等段階の学校教育の構築に向けた地方社

## 地方社会における商業教育の成立とその受容

会の努力を要請したものであった。また、そこでは実業教育という表現はなく一貫して専門教育という用語が使用されており、この段階の文部省は実業教育を専門教育の範疇として捉えていたと考えられる。それを裏付けるように明治 18 年の教育令では農学校商業学校職工学校は再び専門学校に類するものとなり、専門学校は「法科理科医科文科農業商業職工等各科ノ学業ヲ授クル所」<sup>(11)</sup>となっている。

「文部省旨論」では「中学校師範学校其他農工商等ノ学校」は「中等教育ノ学校」として位置付けられ、小学中等科から直ちに連絡するものとして説明されている。ただし小学高等科の制度的な位置付けは、小学中等科を卒業した者で中等学校に進学できない者のために「小学教育ノ完全ナルモノヲ授ケ以テ他日国家ノ良民トナリテ農工商等ノ業ヲ営ムノ資ヲ得セシメンコトヲ期」する所であって、中等教育ではなく小学教育であり、家業である農工商の職業に繋げるための教育機関であった。そして中学校の目的が「中人以上ノ業務ニ就ク」ことであるのに対して、専門学校の目的は「将来従事スヘキ一業一務ニ関切ナル学業ヲ授クル所ニシテ即チ其目的タル主トシテ多少ノ普通教育ヲ受ケタル子弟ヲシテ各々一家ノ業務ヲ克クシ以テ自給ノ民タルニ負カサラシムル」ことであるとしている。また、中学校を初等・高等の二等に分けている理由に、「悉ク完全ノ中学校ヲ維持スルコト」ができないこと、「生徒修学ノ久シキニ堪ヘサルモノ」が多いこと、「師範学科其他農商工等諸専門ノ学科ニ関係スル所」が少ないことの三点を挙げ、中学に繋がる学校教育として専門学校の必要性を説いている。而して文部省は専門学校を設置してその利益を受けるのは各府県であるから、「各府県ハカメテ能ク土地ノ情况如何ヲ察シ専門ノ学校ヲ要スルノ緩急軽重ヲ審ニシ文部省ノ既ニ頒行シ若クハ将ニ編制頒行セントスル所ノ規程」に従って専門学校を設置し、「専門ノ学校ト普通ノ学校トノ関係ヲ察シテ彼此相連絡スルノ道ヲ疎通シ以テ斯教育ノ実効ヲ表スルハ実ニ当今ノ緊務ニシテ府県官ニ切望スル所ナリ」と、中学校の正格化だけでなく専門教育の普及を地方社会に要請している。

このように文部省は普通教育と専門教育との関係を明示し、専門教育を「学術的なもの」から「学業的なもの」とすることによって、専門的ではあるがより実業に近づけた中等段階の学校教育として捉え、それを地方社会に普及させようと企図していたと考えられる。

## 2 商業教育の地方的要求

### (1) 商業学校の設立構想

#### 1. 県立農学校附設商法学校の設立構想

## 鹿子島 寛

明治 19 年に福岡県で最初の公立商業学校が福岡区立福岡高等小学校附属商業学校として設立されたが、明治 18 年に福岡県会も福岡区会とは独立に商業学校の設立を構想していた。県会における設立構想は、3 月通常会で常置委員会が昨年引き続き「成業ノ目的ヲ達スルニ足ラス」<sup>(12)</sup> という理由で農学校費全額を削除しようとしたことに端を発している<sup>(13)</sup>。これに対して農学校維持を主張する堤小七郎<sup>(14)</sup> から、原案 3,428 円を 2,114 円に削減した余金で農学校附設商法学校の設立が建議された。その理由は「九百円位ノ費額アラバ馬関商法学校ニ優ルトモ劣ラザルノ組織ハ出来ルト信ス」と明治 17 年に設立された赤間関商法講習所を意識しつつ「条約改正モ将サニ近キニアラントスル由ナレバ内地雑居モ之レ数ノ免シザル処ナリ果シテ然ラハ何ヲ以テ外国人ト対峙スルヲ得ンヤ彼レニ利ヲ占メラルルコト必然タリ」<sup>(15)</sup> というものであった。つまり、近い将来に条約改正が行われて内地雑居がすすみ、国内外の商取引において外国商人が経済的優位に立つであろうことに対して、自分たちが対抗すべき何等の手段も力量も有していないことへの危機感からであったと言える<sup>(16)</sup>。予算審議は農学校を維持する意見が多数を占め、そこには将来への危機感と共に現在の経済的疲弊を挽回する方が強く求められていた。そして農学校維持論側と全廃論側の農商事業への共通する期待は県財政の閉塞状況の打破にあったと言える。これによって農学校は取りあえず維持することになったが、堤小七郎から出された商法学校案は地方税による専門教育に対する否定的な見解と地方が求める人材を供給できないという理由により反対多数で否決された。

## 2. 福岡区立福岡高等小学校附属商業学校の設立構想

明治 18 年 2 月の福岡区臨時聯合町村会において、「商法講習所設立ニ付地方税ノ補助ヲ請ハン」<sup>(17)</sup> とする建議書が町村会に提出されている。そこには「本県農学校ノ設ケアルモ未タ商業学ノ設置ナキヨリ本区区会茲ニ感覺スル处在テ昨年中業ニ既ニ商業講習所ヲ起サントスルノ議アリ」<sup>(18)</sup> とあるから、福岡区は明治 17 年には商業学校設立について動き始めていたことが分かる。この建議を受けて聯合町村会は区長山中立木に申請書を提出し、その中で「我福岡区ハ戸数数万人口五万アリ其頼テ以テ生命ヲ維持スル所ノモノハ農ニアラス工ニアラス即チ商業ナリ」と福岡区の地域的特性を述べたあと次のように続けている。

当今本区ノ景況ヲ視察スルニ博多津ノ如キハ古来海陸輻湊ノ要地ナルモ明治維新以来商業ノ実務大ニ其趣キヲ異ニシ昔日ノ訓練以テ今日ノ業ヲ執ル能ハス商業ノ運轉為メニ

## 地方社会における商業教育の成立とその受容

不活発ヲ生ス此機ニ当リ之ヲ救済スルノ術ヲ求メスンハ遂ニ寂漠閑散ノ悲境ニ陥ル蓋シ甚タ遠キニアラサルヘキ也<sup>(19)</sup>

これによって、福岡県会でも意識されていた危機感、つまり明治維新以来の急激な経済活動の変化に伴う生業上の危機感が商業学校設立要求の背景にあったと言える。また建議書には「果シテ補助アル場合ニ当テハ其余金ハ本区ニ於テ盟テ之ヲ負担シ周ク県下三国商業家ノ子弟ヲ養成セント欲ス」<sup>(20)</sup>とあり、講習所設置のために千円以内を福岡区が負担することとし、規模拡張のために地方税を充てることにしていた。従って、申請書にはその規模を示す意味で予算書と第一種商業学校に準じた学科課程表が添付されていた。しかし、聯合町村会は昨年(明治18年)の天災による農作物の不作を理由に一端商業学校費を全額削除した。

そして翌明治19年に、高等小学校の新校舎建築計画に関連して番外一番から「高等小学ト商業学校トハ其生質ノ相異ナルモノナレト其経済ハ各々之ヲ分離セサル可ラサルハ無論ノ事ナリト雖トモ其校舎ヲ同フスルハ敢テ妨ケナシ又タ其校舎ヲ同フスル利益ト云フハ書籍器械ノ貸借、教員ノ兼務、小使ノ兼用等ニシテ其他些末ノ事ニ至ツテハ一々之ヲ枚挙スルニ遑ナルベシ」<sup>(21)</sup>という提示を受けて、高等小学校費及び商業学校費の予算額を二千元と計上し、高等小学校附属商業学校を設立している。

また同年12月には牟田口重蔵等15名は福岡県会議長中村耕介宛に建議書を提出し、「馬関ノ如キハ既ニ本年度ヨリ地方税ヲ以テ維持スルノ計画アリ」と下関の動向に注意と関心を払いながら、「生徒総員八十余人ノ内他郡在籍ノ者ハ僅ニ十有余人ニ過キス是レ其規模小ナルカ為メ先ツ本区ノ子弟ヲ養成スルヲ以テ本トシ其組数人員ノ都合ニヨリ纔ニ他郡人ノ入校ヲ許可シタル(中略)我福岡商業学校ノ如キモ幾分ノ補助ヲ地方税ニ仰キ彌其規模ヲ完備シ以テ前陳ノ如キ遺憾ナク且ツ以テ商業振起国家富強隆盛ノ基本ヲ培養セント欲ス」<sup>(22)</sup>と地方税の補助を要請している。つまり、他郡の者も入校の対象にすることで地方税の補助が得られるようにし、より教育効果の上がる学校組織として商業教育の実を上げることが志向していたことが伺われる。

而して、福岡区内の経済的活性化を担うことを期待された商業学校の設立は、財源的にも地方税の補助が前提とならざるを得ない状況にあったと言えるし、福岡区は当初から地方税の補助を前提として商業学校の設立を考えていたと言える。

### (2) 専門教育に対する認識と地方的人材要求



## 鹿子島 寛

### 1. 福岡県会にみる専門教育観と人材養成

前述した堤小七郎の建議を巡って展開された県会審議は、農学校維持論・全廃論の立場によって、農商事業の隆盛を図る方法論乃至は専門教育に対する基本認識において大きな見解の相違があった。資料[1]によれば、農学校を維持し、そこに商法学校を附設しようとして主張していたのは福岡区近郊の議員であり、全廃論の意見を述べた議員の大部分が筑後・豊前地方の議員であって、その半数は後に駒場農学校への生徒派遣を主張していることが分かる。また、商法学校の不要論は筑後・豊前地方の議員に多かったことが分かる。そして、この対立構図は中学校数設置問題の場合にも繰り返されたものであり、地方税によって学校を設立・維持しようとした際にあらわれる福岡県会の構図でもあった<sup>(23)</sup>。

農学校維持論者・全廃論者名簿		資料 [1]
農学校全廃論	農学校維持論	
● × 加藤新次郎(下座郡)	■ 香月則秀(田川郡)	■ 野上善兵衛(嘉麻郡)
● × 加藤暢(那珂郡)	■ 菊池資五郎(生葉郡)	■ 青柳四郎(企救郡)
● 倉富恒二郎(竹野郡)	■ × 森田正路(早良郡)	■ 古賀朝吉(三潁郡)
● 田中新吾(御井郡)	■ × 堤 衛(御井郡)	■ 中村伝多(上毛郡)
● 石井連蔵(生葉郡)	■ 庄野金十郎(那珂郡)	□ ◎ 堤小七郎(怡土郡)
● 杉本敬之(御井郡)	■ × 仁田原一三郎(上妻郡)	□ ◎ 藤井孫次郎(福岡区)
○ × 佐々木正蔵(御井郡)	■ 征矢野半弥(京都郡)	□ ◎ 山中 茂(志摩郡)
○ ◎ 野依範治(上毛郡)	■ × 植村治三郎(企救郡)	□ ◎ 川波半三郎(穂波郡)
○ 福江角太郎(企救郡)	■ × 立花親信(山門郡)	■ × 石野寛平(番外二番)
○ 渡邊村男(山門郡)	■ ◎ 南川正雄(志摩郡)	
○ 岡田孤鹿(山門郡)	■ ◎ 大庭弘(福岡区)	

●全廃論 ○全廃論・派遣論 ■維持論 □維持論・商法学校設置論  
 ◎商法学校附設可 ×商法学校附設不可

「福岡県会議事録」(福岡県議会図書室蔵)より作成

農学校維持論の論点は、第一に、西洋諸国の経済的脅威を意識した「日本ハ益々農事ヲ改良シ以テ富強ヲ計ラサルヘカラス」<sup>(24)</sup>とする国家経済の見地に立っていること、第二に、現在の経済的疲弊を挽回するには普通教育だけに頼らず地方における農学教育の基盤を組織的に形成することであった。この立場を代表する一人に庄野金十郎<sup>(25)</sup>がいたが、彼は今日我国が貿易上において不利益を生じているのは「商賈ハ遠ク欧州各国ニ涉リテ貿易スルノ道ヲ知ラス農ハ旧套ヲ固守シテ改進黨ヲ知ラス即チ泰西諸国ト肩ヲ比フル能ハサルニヨル」と農商事業が旧態依然たる体制にあることを理由に挙げて、それを払拭するには「如何ニ日本ニ文学天文博士ヲ作ルモ民力ノ凋弊は挽回シ得サルナリ」「農商学校ヲ起シ以テ研究スルニアラサルヨリハ他何ニカ依ルヘケンヤ」<sup>(26)</sup>と地方社会において農商学校を設立し多数の人材を養成する必要があると主張している。また全廃論から維持論に転向した立花親信は「欧州各国ニシテモ普通学ノミ進ムルモ専門学進マサレハ富強ハ出来スト」と地方における専門教育の必要性を説いている。

## 地方社会における商業教育の成立とその受容

これに対する全廃論の論点は、基本的に「今日ノ農学生徒ハ農学士トナルコトモ出来ス然ラハ鋤鋤ヲ執リテ自カラ農作ヲナスカト云ヘハ是モ亦僅々タル」ものであり、「既往ノ経歴ニ付テ見ルモ農学生徒カ卒業ノ後ニ農作ニ従事セスシテ雑業者ニナルトカ無職業ニナルコト多シ」<sup>(27)</sup>とする経済的に逼迫した状況下での農学校の有益性に対する疑念にあった。つまり、地方における専門教育の実効性の低さと「県内人民カ農学ノ必要ヲ感セス」<sup>(28)</sup>とする県内の教育要求の低さにあったといえる。

而して専門教育に対する両者の態度は、維持論側が「嘗テ国ノ開明富強ヲ謀ルハ普通学ニアラズシテ専門学ニアリ(中略)欧州ニ於テ今日ノ開明ヲ致シタルモ偏ヘニ専門学ノ効驗ニ因ル」<sup>(29)</sup>と普通教育だけではなく専門教育も同様に充実すべきことを強調したのに対して、全廃論側は「普通学ヲ隆ンシテ人智ヲ進メ全国ノ人民ヲシテ輸出入ノ不平均ヲ挽回スルハ農商事業ヲ拡張スルニアルコトヲ悟ラシムルニ如カズ」<sup>(30)</sup>と専門教育よりも普通教育を拡張して県内人民を覚醒させるべきであるとの認識を示した。

つまり、限られた財源で経済状況の改善と民度の向上のために県内教育を如何にするかが問われたとき、維持論側は中学教育と農学教育を共に充実させることを主張し、全廃論側は普通教育を充実させることの方が緊要であると主張したわけである。この点を中学校数設置問題と対比したとき(資料[1])、維持論者 18 人中 10 人が 3 中学校案(充実論)を主張し、全廃論者の 11 人中 6 人が原案である 6 中学校案(普及論)を支持していた<sup>(31)</sup>。このことから、維持論側の多くが少数の中学校・専門学校に集中的に地方税を配分することを意図していたと言え、全廃論側は専門学校の必要性を認めず、地方税を全県下に均等に配分して中学教育の拡大を主張していたと言える。

従って農学校維持を議決した県会は、地方経済の疲弊を挽回するために農商学校の維持と設置を審議していたにも拘わらず、農学校に附属する商法学校案をいとも簡単に廃案にしている。それは第一に、不完全なる農学校の経費を削減してまで商法学校を設置するには及ばないとするものであり、第二に、専門学校は地方税で設置すべきものではないとするものであった。このとき、維持論者であった植村治三郎は、専門教育への地方税支出に疑義を呈した上で「東京大阪神戸ノ如キハ元来商人ヲ以テ組織シタル場所ナレバ商法学校ハ誠ニ必要ナレトモ(中略)少々ノ田舎町特ニ仲買人ノミ位ノ商人ノタメニ商法学校ヲ附設セントスルハ誠ニ順序ヲ誤リタルモノ」<sup>(32)</sup>と、商業教育は県内人民が求める学ではなく、商人のための教育であるから、商法学校は商人自らが私費にて設置すべきものであると主張している。こうした商業教育への地方税支弁に対する態度は、磯野七平<sup>(33)</sup>が明治 23 年と 24 年の二度にわたって福岡県会へ教育費補助を要請した

## 鹿子島 寛

ときにも現出している。更に、農学校も明治 20 年には廃校とされ、福岡勸業試験場を開場する傍ら、東京農林学校へ生徒 10 名を派遣している。そこには「県下ニ一ニノ農理ニ通曉セシモノアリテ実地家ニ其理ヲ談スレハ事足モノニテ殊更農学校ヲ置クニハ及ハサルヘシ」というように、地方社会が必要としたのは農学篤志者の確保であって、有能な少数の人材で県内の農事改良を企図しようとしていたといえる。

### 2. 福岡区会における商業教育と人材養成

商業学校設立の審議では、二千元足らずの財源<sup>(34)</sup>の中で、どのような教育形態で商業学校を組織するのかについて議論が展開されたが、急激な経済活動の変化に伴う生業上の危機感を払拭するための商業学校設立要求は後退して、寧ろ普通教育の充実に関心が移っている。福岡部選出の牟田口重蔵は番外一番の提案を受けて「二千元ヲ以テ高等小学ノ外簡易ノ商業学及各县立学校入学試験科目等ヲ教授スルノ校舍ヲ創設シ之ヲ福岡区商業講習所ト名ケタシ」と高等小学校の他に簡易なる商業学を教え、かつ県立学校入学試験のための予備教育を施す学校を福岡区商業講習所という名称で新設することを提案した。これに対して同じ福岡部選出の天野朝太郎からも次のような意見が提出されている。

商業学校タル早晚創立セサルベカラサルモノトハ固ヨリ信シテ疑ハサル所ナレトモ区民ノ進度未タ以テ之ヲ設クルノ価値ナキヲ如何ンセン且ツ近時民間ノ凋弊タル已ニ其極底ニ沈論シ多年維持シ来リタル小学校ノ経費ニサヘ猶ホ且ツ苦情アルノ現況ナルニモ拘ハラス一時姑息ニモ新事業ヲ起サンヨリ寧ロ時機ノ熟スルヲ待チ完全ノモノヲ設クルノ優レルニ如カスト確信セリ況ンヤ四番ノ所謂各县立学校入学階梯ニハ遜敏学校ナルモノアルニ於テオヤ故ニ本員ハ本年度ハ之ヲ見合セテ暫ク他年ニ譲リ区内連合費ヨリ遜敏校ニ三百円ヲ補助シ其科目中ニ簡易ノ商業学ヲ新設シタル考フナリ<sup>(35)</sup>

つまり、区民の意識が商業学校を必要とするまでに至っているとは言えず、商業学校の設立を見合わせて寧ろ現在有志者によって運営されている県立学校入学のための予備教育を施す遜敏学校<sup>(36)</sup>に補助金を出し、必要とあればそこに簡易の商業科目を設けてもよいとするものであった。更に「遜敏学校アリテ生徒ニシテモ殆ド無月謝位ニテ受業シヨレバ之ニ補助セハ幾分カ効力モアラン素ヨリ三百円ノ補助ニテハ組織上不完全ニハ相違ナケレトモ之ヲ全廃スルニ比スレハ余程ノ裨益アラン」<sup>(37)</sup>とも述べて、基本的に

## 地方社会における商業教育の成立とその受容

は商業教育よりは予備教育を施す方が余程有益であるとの認識を示している。

このように予算審議が商業学校設立に関するものでありながら、寧ろ現在ある中等段階の学校、とくに福岡中学校入学準備のための予備教育に関心の高さを示しており、商業教育についての洞察と強い要求を感じさせるようなものは伺われない。

その背景には次のような理由があったものと考えられる。第一に、牟田口重蔵が「中学師範校ヲ始メ其他医学校ナリ農学校ナリ(中略)小学全科ヲ卒業セシ者ハ直チニ中学校ニ入学シ得ルノ順序ナレトモ其径庭相距ル甚タ遠ク為メニ他学校若クハ私塾ナトニ入り其試験科目ヲ学ヒシ上ナラテハ多ク及第セサルカ如シ(中略)其予備学校ノ必要ナルハ論ヲ俟タサルナリ」<sup>(38)</sup> というように、福岡中学校の入学者は小学校教育ではなく私塾やその他の学舎で準備教育を受けていたし<sup>(39)</sup>、商業学校四代目校長となった太田徳次郎(本家は酒造業)が福岡尋常中学で学んでいたことから<sup>(40)</sup>、福岡地方では商業者の子弟が中学教育を受けていた事実が認められることである。また今一つは、商業教育に対する次のような認識があったからだと言える。つまり、博多部選出の遠山克良が「本校ノ生質タル他ノ普通学校ト異ナリ重モニ商人子弟ヲ養成スル学舎ナルヲ以テ其商家ノ子弟コソ率先尽力スベキ筈ナルニ独リ此輩ハ寂トシテ自ラ蹶起スルモノナク否自ラ蹶起セサルノミナラス商業学ナドトハ殆ント夢想視セサルモノノ如シ」<sup>(41)</sup> といみじくも意見した如く、商業教育は普通一般の教育ではなく商人のための特別な教育であるとする教育観である。その根底には商業教育が商人にとって必要な教育であるならば寧ろ商人層が率先してその設立に努力すべきであるのに、意に反して商業学などには目もくれないでいる商人層への不信感が横たわっていたと考えられる。このような商業教育に対する認識は、福岡県会において商業学校設立案を廃案に追い込んだ商業教育は地域限定的な教育であるとする教育観に低通するものであると言える。

では、予備教育に付加して商業教育を考えるというほどの認識でありながら、何故に聯合町村会は商業学校の設置に踏み切ったのであろうか。それは商業教育を県立学校入学試験の予備教育と並列的に取り扱うこと、つまり「普通学ノ教員ハ多々アレトモ商業学ノ教員則商業学校卒業者ニ至テハ今日迄実ニ僅々タルモノナリ(中略)遜敏学校ニ補助スルニセヨ教員ハ達者ナルモノニアラサレハ不可ナリ」<sup>(42)</sup> という遜敏学校と兼務する商業学校教員の質的な保障と、いま一つは「新聞紙上ニテ承知セシガ(中略)商業学校ハ農学校同様ノ取扱方ニナルベシト果シテ然ルトキハ(中略)商業学校モ無代価ノ特典トナル見込ミ」<sup>(43)</sup> に期待してのものであったと言える。

## 鹿子島 寛

明治 22 年の市制施行に伴って高等小学校の維持費が市費の対象外となったこともあり、明治 23 年 2 月の予算審議で商業学校費は全額削除された。このときの予算審議は博多部選出議員から「福岡市」を「博多市」に市名の変更をしたいと建議されていたこともあって、永田龍雄(博多部)<sup>(44)</sup>が「博多ハ九州ノ首位ヲ占ムルー都会ナレハ九州第一ノ学校ヲ組織シテ盛ニ商業家ヲ養成スルハ豈今日ノ急務」<sup>(45)</sup>であると商業学校の拡張を提唱したのに対し、大庭弘(福岡部)からは「博多ノ人士ハ商業拡張ノ為ニ市名ヲ変更スルト云フニアラズヤ(中略)其必要ヲ感スレハ私立ニテ起ルハ」<sup>(46)</sup>当然のことであると反論されている。そこには商業学校を維持する費額が多額なものであるにも拘わらず「当地ニ設立スル商業学校ハ即チ徒弟学校」<sup>(47)</sup>位の小規模のものであり、また「福博ノ子弟ニシテ在学スル者ハ其半ニ過キス」<sup>(48)</sup>といった福岡市にとって当該学校の実益が認められない事実関係があったからだと言える。而して福岡市会は商業学校を廃止する代わりに「日清貿易ノ将来有望ノ事業ニシテ大ニ奨励セサルヘカラス(中略)将来有望ノ青年四名ヲ選撰シ市費ヲ以テ研究資金ノ一半ヲ補助シ上海日清貿易ノ事業ヲ研究セシメ以テ日清貿易ヲ奨励セント欲ス」<sup>(49)</sup>と、福岡市の産業経済の活性化を計るために日清貿易研究所へ有望な生徒を派遣する道を選択した。

つまり、福岡市会は経済活動に従事する人材養成に関して、将来会社組織を起こすような起業家や貿易事業を行い得るような人材の輩出が期待できない学校教育よりも、教育効果が直接的に市に還元できるようにするために、少数の有望な人材を日清貿易研究所へ派遣することを選択したことになる。このような福岡市会がとった人材養成に関する方途は、福岡県会が農学校を廃棄して東京農林学校へ有望な生徒を派遣しようとした人材養成観に相通じるものがあり、指導的立場に立ち得る専門的知識をもった少数の者を当時の地域社会は早急に求めていたと言える。

明治 23 年に市立から博多財産区立博多商業学校に変更になったとき、磯野七平は明治 23 年と 24 年の二度にわたって福岡県会へ教育費補助の建議をしている。そして二度目の建議では、高等商業学校予備門の資格を得られるような段取りができているので毎年千円の地方税の補助をして欲しい、もし補助金が得られれば高等商業学校予備門となるだけでなく経費も区費と授業料を加えて毎年大凡 3583 円となり、「稍々完全ノ学校トナリ世人ノ望ニ副ヒ商業教育ノ真価ヲ収ムルニ至ルベシ」<sup>(50)</sup>と請願している。これを受けて熊本寿人(三潞郡)は「商業学校補助費発案府議ノ建議」を議会に提出し、教育費補助千円の費目として予算案審議に回して欲しい旨建議した。このとき博多商業学校長

## 地方社会における商業教育の成立とその受容

であり席田郡選出の板倉謹次郎は、上京中の番外一番山崎書記官と高等商業学校に赴き、認可学校にして貰えるように直接矢野校長と話をし承諾を得ている旨追加説明を行っている。つまり商業学校として安定した経営ができれば認可学校となり「三年生ト同一デ無試験ニテ高等商業学校ニ入ルコトガ出来ル」<sup>(51)</sup>から、千円の補助をして貰いたいというものである。しかしながら予算審議において地租割からの市町村教育費補助案は廃案となり、24年度をもって博多区立博多商業学校は廃校となった(資料[4])<sup>(52)</sup>。

市町村教育費補助案を廃案とした論点は大別して3点に絞ることができる。まず一つは糟屋郡選出の国崎三平に代表される「博多商業学校ノ関係ヲ有スルハ福岡市ニシテ其福岡市会ガ必要ナシトシテ廃棄シタルモノニ殊更県会ガ補助スル」<sup>(53)</sup>のは筋が通らないという地方税補助の妥当性に関するものである。二つ目は怡土郡選出の有田次三郎の「現今ノ商業学校ハ漸ク五十音ヲ習ヒ掛タル位ノ幼稚ナルモノデアレハ之レニ僅カノ資金ヲ以テ高尚ナル貿易事業ノ如キ課程ヲ置ク」<sup>(54)</sup>ことは現実的に無理があるとする学校教育の実効性の問題である。三つ目は上毛郡選出の原口大成が述べた学校設立のための基本財源に関する意見である。原口大成は本来「学校ハ基本財産ヲ以テ立ツヘキモノデ」あって、「今千円ヲ補助セズンハ立行カヌト云フ位デアレハ決シテ価値」<sup>(55)</sup>はないと一蹴している。こうした反対意見が出てくる背景には、当該学校の質的な問題もさることながら、当時の福岡県内に存立していた3中学校はすべて勅令第十六号に基づく府県管理中学であり、地方税からの補助を受けずに学校が維持されていたことがあるものと考えられる<sup>(56)</sup>。実際、原口大成の選出区域には県下でいち早く府県管理中学となった豊津尋常中学校があり、原口が「学校ハ基本財産ヲ以テ立ツヘキモノ」と一蹴した理由もその辺りにあったものと言える。

### 3 福岡商業学校の教育形態

設立された年の翌明治20年3月には勅令第十六号によって早くも商業学校は廃止されており、福岡高等小学校に引直して高等小学商業専修科として設置することになった(資料[4])。従って「明治二十年度福岡高等小学校経費収支予算」<sup>(57)</sup>では、4月から8月までは商業科本科生となっていたのに対して、9月から翌21年3月までは商業専修科生になっている。

では、商業学校の教育形態とは実際にどんなものであったのであろうか。「明治二十年度福岡高等小学校経費収支予算」から判断すると、生徒については「生徒人員及組数表(其一)・(其二)」(資料[2])が添付されていて、それによれば商業学校の生徒は高等小

## 鹿子島 寛

第二号 生徒人員及組数表(其一)

資料[2]

学年 校名又ハ区域名	第一 年		第二 年		第三 年		第四 年		合 計	
	生徒人員	組数	生徒人員	組数	生徒人員	組数	生徒人員	組数	生徒人員	組数
橋口高等小学校					71	2	20	1	91	3
第一区域	115	3	38	1					153	4
第二区域	58	1	36	1					94	2
第三区域	81	2	43	1					124	3
第四区域	74	2	27	1					101	3
計	328	8	144	4	71	2	20	1	563	15
商業学校					51	2			51	2
合 計	328	8	144	4	122	4	20	1	614	17

第三号 生徒人員及組数表(其二)

学年 校名又ハ区域名	第一 年		第二 年		第三 年		第四 年		合 計	
	生徒人員	組数	生徒人員	組数	生徒人員	組数	生徒人員	組数	生徒人員	組数
福岡高等小学校	250	6	328	7	144	4	71	2	793	19
商業専修科							51	2	51	2
合 計	250	6	328	7	144	4	122	4	844	21

明治二十年度福岡高等小学校経費収支予算議案より

学校の生徒と区別して取り扱われている。また、商業科本科生徒は高等小学校第三年級の欄に51名、商業専修科生徒は第四年級の欄に51名と記載されていて、年齢13歳以上の小学中等科卒業程度の学力をもった者を想定していたものと考えられる。これは福岡区の商業学校設立計画が、赤間関商法講習所を意識したものであり、明治18年に申請書とともに提出された学科課程表が商業学校通則の第一種商業学校に準じたものになっていたことにも符合する。更に、上述した「経費収支予算」の説明によれば、教員の配置について「商業科ハ本科二組ナレトモ別ニ夜学生徒二組アルヲ以テ合セテ四人ヲ配置」といった記載があることから、夜学生徒に対しても授業が行われていたことが伺われる。しかし本科生徒と夜学生徒については「商業科夜学生徒五十人（二組）アレトモ本科生徒ト授業時間ノ関係ナキヲ以テ」と、授業内容において全く関係はなかったようである。授業内容についてはそれを明らかにできるような史料が今のところ確認できないが、明治22年の市制変更に伴う移行措置として学科課程を3ヶ年から2ヶ年に繰り下げて「他日福岡高等小学校ノ附設商業科トスルニ際シ直チニ此ノ課程ヲ襲用セント欲ス」として

福岡商業学校学科課程表(福岡商業学校学科課程表改正諮問案) 資料[3]

科別ノ年期	毎週時間	第一 年	毎週時間	第二 年
修身	一	嘉言善行	一	同上 倫理大意
読書	二	漢字交り文		
習字	三	行草細字		
作文	三	商用往復文、記事	二	同上 契約文、論説
数学	六	商業算術	六	同上
簿記	五	複式定義及記帳	四	諸会社簿記
経済			三	通論大意
商規			二	商法大意
英語	十	読方、訳解、書取、習字	十二	同上 文法、会話、翻訳
体操	三	兵式体操	三	同上
合計	三三		三三	

## 地方社会における商業教育の成立とその受容

出された「福岡商業学校学科課程表改正諮問」(資料[3])からすると、22年以前の教育内容はほぼ第一種商業学校学科課程の内容に近いものであったと考えられる。

そのことを教員の配置についてみると、「職員月俸及人員表」に商業科教員の俸給額は1ヶ月当り35円(訓導が20円、英語教員が15円)との記載があり、商業学校通則には教員の任用について「少クトモ一名ハ文部卿ノ認可ヲ経タル者」<sup>(58)</sup>と規定されていることから、商業科教員の1名は商業学校通則に該当する者であったと考えられる。なぜならばこの時期の福岡県内の中学校教員で検定合格による教員免許取得者(助教諭職)の1ヶ月の俸給額が25円から30円であったからである<sup>(59)</sup>。また、教員の俸給は福岡高等小学校経費の中から支出されることになっていたようであるが、「職員月俸及人員表」には高等小学校教員の他に商業科教員1名・英語教員2名といった項目が併記されており、英語教育に関しても毎週5、6時間の授業も可能であったものと考えられ、ほぼ第一種商業学校学科課程の内容に近いものであったと言えるであろう。

それ以後も明治21年度では、校長1名(古賀貫一:20円)・教諭1名(窪田熊蔵:30円)・雇教員(秋元喜太郎:17円、田辺三亮:15円、香月源次郎:10円)・嘱託教員2名、そして市立福岡高等小学校附設商業科に変更された明治22年12月段階では校長心得1名(秋元喜太郎)・助教諭2名(田辺三亮、香月源次郎)・嘱託教員2名、博多区立博多商業学校となった明治23年12月には、校長心得兼教員(板倉謹次郎)・職員5名となっており<sup>(60)</sup>、記載されている学科課程が実施されていたものと考えられる。

### おわりに

福岡県における商業学校の設立は、条約改正による内地雑居と商権回復が社会的関心となっていた明治10年代後半に、福岡県会と福岡区会において別々の意向の基に構想されていたが、その背景には共に国内外の商取引において外国商人が経済的優位に立つであろうことに対する生業上の危機感にあった。しかしその危機感とは裏腹に専門教育あるいは商業教育に対する理解は薄く、地方社会が専門教育を実施するには財源的にも理解の上でも教育環境が整ってはいなかったといえる。

福岡県会での議論はあくまで農学校附設の学校であって農学教育を無くしてまでも商業教育を実施しようとするものではなかった。そこには商業は地域限定的な商人のための商人を利する教育であるという認識が横たわっていたし、農業教育でさえも「専門学校ハ地方費ヲ以テ設置スベカラザル」<sup>(61)</sup>教育であるとして忌避されている。それは福岡県での中等段階の学校教育に対する意識が、旧藩教育を母体とした中学教育に向けられ



## 鹿子島 寛

ていたという特殊性から、専門教育よりも中学教育を重視する傾向が強かったことによるものと言える。また、福岡県における当時の地方社会が求めた専門教育による人材養成は、少数の専門的知識を有した者を早急に要求するものであった。従って、後には農学校を廃止して将来性のある少数の生徒を東京農林学校へ派遣する結果となっている。

福岡区会は区の経済的産業基盤が卸売商や零細な手工業であったがために、商業教育は区の発展に欠くことのできないものとの認識から商業学校を設立したが、その設立は地方税の補助を前提にしたものであった。従って、制度的に補助金が得られるまでは設立を見合わせるべきであるとの立場をとる時期尚早論と、設立した後にでも補助金を得るべく努力すべきであるとする早急論が対峙した。そして地方税補助が得られないまま設立された商業学校は、亀井甚作（博多区）が「雛形ノ如キ小規模ノ学校ニテハ用ニ立ヌ」<sup>(62)</sup>と市立商業学校の廃止の理由に上げたように、小規模な商店経営を営む商業者を養成するような教育であった。従って商業教育に対する期待が、旧態依然とした産業構造から脱却して区の経済を活性化させるために、会社組織をつり、貿易事業を行い、そして大店舗経営を行い得るような商業者の養成にあったことから、福岡市会もまた商業学校を廃止して、少数の優秀な人材を日清貿易研究所へ派遣する道を選択している。つまり、福岡市にとっての商業教育の実効性は、福岡県会の場合と同じく地方社会に必要な専門家の直接育成にあったと言える。

ところで明治 20 年には福岡区内に西海憲精学校と筑紫簿記学館という各種学校（簿記科）があり、両校とも在籍生徒数からすれば福岡商業学校と遜色はなく、寧ろ遙かに多いときすらあっただけでなく、西海憲精学校は明治 30 年近くまで存続している。このことは明治 20 年頃の商業教育に対する需要内容が、稍高尚な教育内容よりも実務に直結するような速効性のある教育であったことを示しているといえ、福岡市の指導者層が求めた商業教育と一般民衆が求めた商業に関する教育要求には、その効用の面において隔たりがあったということであろう。

また福岡市（区）の特殊性として、福岡市（区）が一般庶民の多い博多部と士族層の多い福岡部から構成されていたことが、両者の間における商業教育に対する基本認識の違いを生じさせていたことは否定できない。殊に、福岡市（区）には黒田家の学資金によって設立された英語専修校修猷館（後の尋常中学修猷館）があり、上級学校への進学に対して熱心であった。商業学校の設立についても「予備学校ノ必要ナルハ論ヲ俟タサルナリ」<sup>(63)</sup>というように、商業教育に投資するよりも予備教育に投資した方が余程有益であると主張されていた。更に「市名変更問題」に際しても、市会議長不破国雄が「諸

## 地方社会における商業教育の成立とその受容

君モ知ラルル如ク我々福岡全市ノ者祖先以来二百有余年黒田家ノ鴻恩ニ沐浴シタルニアラスヤ故ニ吾人ハ福岡ノ名ハ黒田家ト共ニ子々孫々ニ至ルマテ之ヲ保存シ記憶セント欲ス」<sup>(64)</sup>と陳述したように、福岡市の人々にとって黒田家の威光は揺るぎないものであり、修猷館の規模拡張のために多額の寄附金を徴収できても<sup>(65)</sup>、商業教育が福岡市の発展にとって必要なものであると認識されていた以上にはその維持発展に前向きなものとはなり得なかったと言える。

### 〔 註 〕

- (1) 三好信浩『日本商業教育史の研究』風間書房（1985）448頁
- (2) 「学事諮問会と文部省示諭」－教育史資料1－ 国立教育研究所（1979）
- (3) 藤田貞一郎・宮本又郎・長谷川彰『日本商業史』有斐閣新書（2001）213頁
- (4) 『福岡市史』第一巻 明治編 福岡市役所（昭和34年）
- (5) 前掲『福岡市史』第一巻
- (6) 前掲『福岡市史』第一巻
- (7) 『福岡商工会議所百年史』福岡商工会議所（昭和57年）
- (8) このことは明治40年4月に発行された『九州日報』においても同様なことが記述されていて、工業面においても「諸種の原料に富み石炭は近く無尽蔵の宝庫を控ふるに拘らず、一の製造工場すらなく、悉く個人工業のみであると、個々の業者間の割拠性を問題視している。 前掲『福岡市史』第一巻
- (9) 前掲『福岡商工会議所百年史』福岡商工会議所（昭和57年）
- (10) 倉沢剛『教育令の研究』講談社（1975）288－291頁
- (11) 『明治以降教育制度発達史』第二巻
- (12) 常置委員会提出「福岡農学校ノ部 農学校費三千四百二十八円ヲ削除スルノ意見」 「福岡県会議事録」福岡県議会図書室蔵
- (13) 明治17年、県側は第二種の農学校とすべく農学校費を計上したが、県会は「本県農学校タル其教授スル所ノ事甚ダ実地ニ疎濶ニシテ県下民情ニ適合セズ」と全額を削除した。それに対し岸良県令は内務卿の許可を得て原案通りに農学校を存続させた。 『詳説福岡県議会史 明治編上巻』福岡県議会（昭和27年）
- (14) 怡土郡選出議員
- (15) 前掲「福岡県会議事録」
- (16) 明治14年に起こった横浜連合生糸荷預所事件は福岡日々新聞によって報道された

## 鹿子島 寛

り、福岡商法会議所が情報を提供する等を通して商権擁護の意識が高められていたといえる。『福岡商工会議所百年史』福岡商工会議所（昭和 57 年）35 頁

(17) 「福岡区聯合町村臨時会決議録」福岡市議会図書室蔵

(18)(19)(20)前掲「福岡区聯合町村臨時会決議録」福岡市議会図書室蔵

(21) このとき聯合町村会は商業学校費を「尚実費ヲ調査シ先ツ六十名生徒ノ見積リ」と計上していたが、その設置場所が定まらないでいた。また高等小学校の校舎についても「未タ適当ノ校舎アラス目下民有ノ古家ヲ仮用シテ教場ニ充ツルヲ以テ其狭矮不潔真ニ名状スヘカラス」といった問題を抱えており、新校舎建築案が出されていた。

「福岡区聯合町村通常会議事録」福岡市議会図書室蔵

(22) 前掲「福岡県会議事録」

(23) 前掲『尋常中学校の成立』九州大学出版会(1997)

(24) 前掲「福岡県会議事録」

(25) 那珂郡選出の自由党系議員。のちに福岡日々新聞の社長となる人物である。

(26) 前掲「福岡県会議事録」

(27) 倉富恒二郎。旧有馬藩領内の竹野郡選出で、筑後自由党の旗頭である。

(28) 前掲「福岡県会議事録」

(29) 仁田原一三郎。旧有馬藩領内の上妻郡選出。この他にも「如何ニ日本ニ文学天文博士ヲ作ルモ民力ノ凋弊ハ挽回シ得サルナリ」(庄野金十郎)、「欧州各国ニシテモ普通学ノミ進ムルモ専門学進マサレハ富強ハ出来ス」(立花親信)とある。立花親信は旧立花藩領内の山門郡選出の自由党系議員。前掲「福岡県会議事録」

(30) 佐々木正蔵は旧有馬藩領内御井郡選出の吏党議員。

(31) 維持論者の残り 8 人のうち 3 人が 6 中学校案に賛成し、不明者 5 人、大庭弘一人が 1 校案を主張した。また全廃論者の残り 5 人のうち 1 人が 3 中学校案を指示し、不明者 3 人、渡邊村男一人が 4 校案を主張した。ただし、県会は原案である 6 中学校案を修正可決している。

(32) 前掲「福岡県会議事録」

(33) 博多部の鋳物業者で福岡商法会議所の発起人であり、福岡商工会の設立に人力したひとりである。『福岡商工会議所百年史』福岡商工会議所（昭和 57 年）

(34) 明治 19 年度の聯合町村費支出予算額は 2799 円余で、その内訳は会議費・教育費・町村衛生費・警備費(消防費)・勸業費(勸業会費)・議事堂維持費・予備費であり、教育費は 2000 円(高等小学校費と商業学校費)であって、次に多い警備費 210 円を大き

## 地方社会における商業教育の成立とその受容

く上回っていた。また、収入 予算の内訳は地価割 184 円余、営業割 1059 円余、戸別割 1286 円余であった。

前掲『福岡市議会史』第一巻 86 頁

(35) 前掲「福岡区聯合町村通常会議事録」

(36) 番外一番の岡沢三中が校主となっている私立学校である。

(37)(38)前掲「福岡区聯合町村通常会議事録」

(39)「修猷館学籍簿」修猷館資料館蔵

(40)『福商百年史』福岡市立福翔高等学校 (2001) 103 頁

(41) 前掲「福岡区聯合町村通常会議事録」

(42)(43) 前掲「福岡区聯合町村通常会議事録」

(44) 黒田藩士の家系に生まれ、維新後博多商人木村家の娘と結婚して博多部に移っている。  
『福商百年史』福岡市立福翔高等学校 (2001) 110 頁

(45)(46)(47)(48)(49) 前掲「福岡市会議事日誌」

(50) 前掲「福岡県会議事録」 因みに、明治 24 年度の赤間関商業学校の経費は 3225 円で、内 634 円が授業料、県費補助が 1000 円であった。

『下商百年史』資料年表編 下関商業学校

(51) 前掲「福岡県会議事録」

(52) 博多商業会議所が商業学校設立に動き出したのは、福岡市会が再び商業学校設立に向けて設立準備に入った明治 31 年 5 月になってからである。

『福岡商工会議所百年史』福岡商工会議所 昭和 57 年

(53)(54)(55)前掲「福岡県会議事録」

(56)『福岡県教育百年史』第一巻 福岡県教育委員会 因みに中学校への補助金は明治 26 年から支出されている。

(57)「福岡区聯合町村臨時会議案」福岡市議会図書室蔵

(58)『明治以降教育制度発達史』第二巻 485 頁

(59)「職員履歴書綴」「豊津中学校沿革書」福岡県立豊津高等学校蔵

また、明治 21 年 10 月に「公立商業学校職員職制・月俸額」が制定されており、そこには教諭職の月俸額は 30 円以上 80 円以下になっている。

『福岡県教育百年史』第二巻 福岡県教育委員会 162 頁

(60)『福商六十年史』私立から博多区立への移行期間においては校長に磯野七平がなり、幹事には水田龍雄の氏名が記録されている。この 2 名は商業学校設立維持に尽力した

鹿子島 寛

人物である。

- (61) 前掲「福岡県会議事録」
- (62) 前掲「福岡市会議事日誌」
- (63) 前掲「福岡区聯合町村通常会議事録」
- (64) 前掲「福岡市会議事日誌」
- (65) 「修猷館再興録」 修猷館史編纂室 修猷館資料館蔵

明治20年に本館が焼失した際、校舎新築のための3000円の寄附金を募集している。その内訳は福博近傍に居住する士族から1000円、福博商人から1000円、各郡の人民から1000円となっている。その際の協議員の中には、大野未来・磯野七平・天野朝太郎・岡部覚・中尾卯兵衛等の名前が出ている。

また、明治21年には福岡中学校に代わって府県管理中学修猷館とするべく、向こう3年間に40000円を各郡区に割り当て募集している。福岡市は明治24年に「修猷館学資金ニ関スル規程」を決め、それまで個人より送金されたものを返還し、代わって市が全額送金することとした。「福岡県会議事録」

福岡商業学校略年表

資料[4]

明治19年 5月	区立福岡高等小学校附属商業学校設立（高等小学校に合併設立）
明治20年 4月	区立福岡高等小学校附属商業科に変更（名称は福岡商業学校とする）
明治21年 4月	区立福岡高等小学校附属商業学校に変更（学科課程を3カ年とする）
明治22年 9月	区立福岡高等小学校附属商業科に変更（学科課程を2カ年とする）
10月	市立福岡高等小学校附設商業科に変更（市制変更に伴う措置）
明治23年 3月	市立福岡高等小学校附設商業科廃止
5月	私立博多商業学校設立
10月	博多区立博多商業学校設立（博多財産区の管理下に）
明治25年 3月	博多区立博多商業学校廃止
明治33年 4月	福岡市立福岡商業学校設立